

L P ガス価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 L P ガスの価格高騰に対応するため、一般消費者等が使用する L P ガス料金の値引を行う小売事業者に対する支援として、L P ガス価格高騰対策事業補助金を予算の範囲内において交付することとし、他の法令等の定めるところによるほか、大船渡市補助金交付規則（平成 13 年大船渡市規則第 56 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者及び交付額)

第2 補助金の交付対象者及び交付額は、以下のとおりである。

(1) 交付対象者

大船渡市内の一般消費者等（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般消費者等並びにガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号。以下「ガス事業法」という。）第 3 条の登録を受けた者から L P ガスを燃料として供給を受け、生活の用に供する一般消費者及びその消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者をいう。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）若しくは地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）により設立された法人により設置又は管理等が行われている施設で供給を受けている者を除く。）が使用する L P ガスを供給している小売事業者（液化石油ガス法第 3 条第 1 項の登録を受けた者及びガス事業法第 3 条の登録を受けた者であって、家庭・企業等に L P ガスを販売する者をいう。）のうち、以下の全ての要件を満たす者とする。

ア L P ガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料実施確認申請書（様式第 1 号）を提出し、市の確認を受けた者

イ 本要綱に定める方法で、一般消費者等への値引を実施する者

(2) 交付額の算定

ア L P ガス価格高騰対策事業補助金

(ア) 令和 8 年 11 月又は 12 月の検針分の料金の請求において値引を行った場合、その値引に要した額を交付する。補助金は 1 契約当たり 1,700 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とし、実際の値引額がこの額を下回った場合は、当該金額を交付する。

(イ) 値引は、令和 8 年 11 月又は 12 月の検針分の料金の請求額（基本料金と従量料金の合計）から、一括で行うこととする。ただし、令和 8 年 11 月又は 12 月の検針分の料金の請求額が値引額の 1,700 円に満たない場合、値引残額を翌月（令和 8 年 12 月又は令和 9 年 1 月）に繰り越すことができるものとする。

イ 事務手数料

値引実施件数 1 件当たり 100 円を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる小売事業者については補助金の交付対象外とする。

(1) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に
関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規
定する暴力団員と密接な関係を有している者であること。

(2) 上記のほか、本補助金の目的に照らして適当でないと市長が認めた小売事業者
(交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとする者は、別表第1に定める期日までに同表に定める書類を、
市長に提出するものとする。

(実施の確認及び交付の決定)

第4 市長は、第3の規定によるLPガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料実施確認申請
書（様式第1号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、LPガ
ス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料実施確認承認通知書（様式第4号）により、当該申
請をした者（以下「確認申請者」という。）にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による実施確認申請を承認しないことと決定したときは、その旨をLP
ガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料実施確認不承認通知書（様式第5号）により確認
申請者に通知するものとする。

3 市長は、第3の規定によるLPガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料交付申請書兼請
求書（様式第2号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、LP
ガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請
をした者（以下「交付申請者」という。）にその旨を通知するとともに、補助金を交付するも
のとする。

4 市長は、補助金を交付しないことと決定したときは、その旨をLPガス価格高騰対策事業補
助金及び事務手数料不交付決定通知書（様式第7号）により交付申請者に通知するものとす
る。

5 市長は、補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付
すことができる。

(前金払請求)

第5 市長は、第3の規定によるLPガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料交付申請書兼
前金払請求書（様式第3号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるとき
は、前金払することができる。

(申請書類の保管)

第6 申請者は、補助金の交付後においても、交付申請書類及びその証拠書類等を5年間保存
し、市長から提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

(調査等)

第7 市長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文
書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(交付決定の取消)

第8 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める事由が生じたとき。

(返還)

第9 市長は第8の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表第 1（第 3 関係）

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
1 L P ガス価格高騰対策事業補助金 及び事務手数料実施確認申請書	様式第 1 号	1 部	別に定める
2 L P ガス価格高騰対策事業補助金 及び事務手数料交付申請書兼請求書	様式第 2 号	1 部	別に定める
3 L P ガス価格高騰対策事業補助金 及び事務手数料交付申請書兼前金払 請求書	様式第 3 号	1 部	別に定める
4 その他市長が必要と認める書類	—	1 部	別に定める